

改正前会則
育英学院同窓会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は育英学院同窓会と称する。
- 第2条 本会の事務所をサレジオ工業高等専門学校内に置く。
- 第3条 本会の会員は以下の各号に示すものとする
- (1) 正会員
 - (2) 準会員
 - (3) 特別会員
 - (4) 名誉会員
- 2 正会員とは以下の各号に示す学校法人育英学院によって設置された学校の卒業生とする。括弧内は略称とする
- (1) 東京育英工芸学校(旧制)
 - (2) 帝都育英工業学校(旧制)
 - (3) 帝都育英学院中学校(中学)
 - (4) 帝都育英工業高等学校(工高)
 - (5) 育英中学校(中学)
 - (6) 育英工業高等学校(工高)
 - (7) 育英高等専門学校(高専)
 - (8) 育英工業高等専門学校(高専)
 - (9) サレジオ工業高等専門学校(高専)
- 3 準会員とは前項9号に在籍している学生とする
- 4 特別会員とは第2項の各号に示す学校に在職した教職員または在職している教職員とする
- 5 名誉会員とは理事会で推薦し、評議員会及び総会において承認されたものとする

第2章 目的

- 第4条 本会は、以下の各号を目的として活動する
- (1) 会員相互の親睦を図る
 - (2) 会員相互の扶助を図る
 - (3) 第3条第2項の9号に示す学校(以下高専と称する)と会員間の連絡連携を図る
 - (4) 高専の事業を支援する
 - (5) サレジオ会同窓会世界連合の活動に協力する

第3章 事業

- 第5条 本会は第4条の目的を達成するために以下の各号に示す事業を行う。
- (1) 同窓会報の発刊
 - (2) 会員台帳の整備
 - (3) 親睦会、研修会等の開催。
 - (4) 会員が企画するクラス会等の支援
 - (5) 会員の慶弔
 - (6) 高専に在学する学生の各種活動に対する後援
 - (7) 高専の教育研究等の事業に対する後援、支援

改正后会則
育英学院同窓会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は育英学院同窓会と称する。
- 第2条 本会の事務所をサレジオ工業高等専門学校内に置く。
- 第3条 本会の会員は以下の各号に示すものとする
- (1) 正会員
 - (2) 準会員
 - (3) 特別会員
 - (4) 名誉会員
- 2 正会員とは以下の各号に示す学校法人育英学院によって設置された学校の卒業生、**または在学していた者とする。**
- (1) 東京育英工芸学校(旧制)
 - (2) 帝都育英工業学校(旧制)
 - (3) 帝都育英学院中学校(中学)
 - (4) 帝都育英工業高等学校(工高)
 - (5) 育英中学校(中学)
 - (6) 育英工業高等学校(工高)
 - (7) 育英高等専門学校(高専)
 - (8) 育英工業高等専門学校(高専)
 - (9) サレジオ工業高等専門学校(高専)
- 3 準会員とは前項第9号に在籍している学生とする
- 4 特別会員とは第2項の各号に示す学校に在職した教職員または在職している教職員とする
- 5 名誉会員とは**会長**が推薦し、**理事会**において承認されたものとする

第2章 目的

- 第4条 本会は、以下の各号を目的として活動する
- (1) 会員相互の親睦・**扶助**を図る
 - (2) 会員相互の**連絡・情報交換**を図る。**ただし個人情報の扱いに十分留意する。**
 - (3) **サレジオ工業高等専門学校**(以下高専と称する)と会員間の連絡連携を図る
 - (4) 高専の事業を支援する
 - (5) **サレジオ同窓会連合**活動に協力する

第3章 事業

- 第5条 本会は第4条の目的を達成するために以下の各号に示す事業を行う。
- (1) 同窓会報の発刊、**同窓会 HP の運用**
 - (2) 会員台帳の整備
 - (3) 親睦会、研修会等の開催。
 - (4) 会員が企画する**会合**等の支援
 - (5) 会員への**祝意・弔意**
 - (6) **準会員の啓蒙**及び各種活動への後援
 - (7) 高専の教育研究等の事業に対する後援
 - (8) サレジオ同窓会連合の**世界大会、東ア**

- (8) 準会員に対する同窓会啓蒙活動
- (9) サレジオ会同窓会連合の国内連合、アジア連合等の総会への参加
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4章 役員及び役職

第6条 本会は次の役員をおく

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 6名以内
- (4) 監事 2名

第7条 本会の運営に資するために理事及び評議員を置く

第8条 第6条の役員を選出、任務、任期を以下の各項に定める

- 2 名誉会長は高専の校長を推挙する。その任期は校長在職期間とする
- 3 会長は理事の互選により推挙し、評議員会及び総会の承認を得る。その任務は本会を代表し、その活動を統括する。任期は2年とし、再任を妨げない
- 4 副会長は理事のうちから会長が推挙し、評議員会及び総会の承認を得る。その任務は会長を補佐し、会の運営に係わる事業、広報、財務、業務(会計、書記、事務等)の責任を分担する。任期は2年とし、再任を妨げない
- 5 監事は評議員会の推挙により会長が指名し総会の承認を得る。その任務は会の運営に係わる業務及び会計を監査し、その結果を評議員会、総会に報告する義務を負う。任期は2年とし、再任を妨げない
- 6 役員が任期途中で退任した場合は会長が理事の中から選任し、その任期は退任した役員の残存期間とする

第9条 理事の選出と役割について以下の通り定める

- 2 理事は以下の各号による区分によって正会員の中から選出する。その任務は役員と連帯して本会の運営にあたり、役割を分担する
 - (1) 学域選出 22名
 - ① 旧制 1名
 - ② 中学 1名
 - ③ 工高 5名
 - ④ 高専 15名
 - (2) 職域選出 2名
 - (3) 会域選出 2名
 - (4) 部域選出 4名
- 3 学域選出とは学校法人育英学院が設置した学校から選出される理事
- 4 職域選出とは会員が3名以上在籍する企業、学校、団体から選出される理事
- 5 会域選出とは卒業生によって構成される理事会で承認された任意団体から選出される理事
- 6 部域選出とは在学中在籍した部活動の

アジア・オセアニア地域大会、日本連合等の会合への参加

(9) 他高専同窓会との情報交換

- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4章 役職者

第6条 本会は次の役職を置く

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 会長代理 2名以内
- (4) 副会長 6名～8名
- (5) 監事 2名

2 前項の会長、会長代理、副会長を執行役員とする

第7条 本会の運営に資するために理事及び評議員を置く

第8条 第6条の役職者の選出、任務、任期を以下の各項に定める

- 2 名誉会長は高専の校長を推挙する。その任期は校長在職期間とする
- 3 会長は理事の互選により選出する。その任務は本会を代表し、その活動を統括する。任期は2年とし再任を妨げない
- 4 会長代理は必要に応じて会長が副会長の内から選任し、会を代表して会長が指定する会合に出席し、会長の権限を行使する。
- 5 副会長は理事のうちから会長が選任する。その任務は会長を補佐し、会の運営に係わる事業、広報、財務、業務の責任を分担する。任期は2年とし、再任を妨げない。また会長の命により会長代行として会長の指定する会合に出席することができる。
- 6 監事は評議員会の推挙により会長が指名し総会の承認を得る。その任務は会の運営に係わる業務及び会計を監査し、その結果を評議員会、総会に報告する義務を負う。任期は2年とし、再任を妨げない
- 7 執行役員が任期途中で退任した場合は会長が理事の中から選任し、その任期は退任した役員の残存期間とする

第9条 理事の選出と役割について以下の通り定める

- 2 理事は以下の各号による区分によって正会員の中から選出する。その任務は執行役員と連帯して本会の運営にあたり、役割を分担する
 - (1) 学校域選出 22名
 - ① 旧制 1名
 - ② 中学 1名
 - ③ 工高 5名
 - ④ 高専 15名
 - (2) 職場域選出 2名
 - (3) 団体域選出 2名
 - (4) クラブ域選出 4名
- 3 選出員数は前項の員数を標準とする

OBOG 会から選出される理事

- 7 理事の任期は不定とし、退任時に後任を選出する
- 8 理事は評議員会、総会で承認を得る
- 9 選出員数は標準とする

第10条 評議員について以下のとおり定める

- 2 評議員は正会員の卒業時の学年または学級から選出し、本会の運営、活動を審議する。その他本会則に定められた権限を行使する
- 3 評議員会は総会を開催することが困難な場合、その機能、権能を代行することができる
- 4 評議員は以下の各号の学年または学級を代表して選任する
 - (1) 旧制 1名以上
 - (2) 中学 4名以上
 - (3) 工高 16名以上
 - (4) 高専 80名以上
- 5 評議員は総会で承認を得る

第11条 本会には必要に応じて以下の役職を置くことができる

- (1) 顧問
- (2) 相談役
- 2 顧問は本会会長経験者から推挙し、評議員会、総会の承認を得る
- 3 相談役は本会役員経験者から推挙し、評議員、総会の承認を得る

第5章 会議

第12条 本会には以下の各号にあたる会議を開催する

- (1) 総会
 - ① 定期総会
 - ② 臨時総会
- (2) 評議員会
- (3) 理事会
- (4) 役員会

第13条 定期総会は学園祭開催期間中、隔年に召集開催するものとし以下の各号の議事を審議、決議する。

- (1) 当該年度の決算及び予算
- (2) 当該年度の事業報告、事業計画
- (3) 役員、理事、評議員の承認
- (4) 名誉会員の承認
- (5) 会則の改正
- (6) その他本会の運営、活動に関する事
- 2 総会の招集がない年度、あるいは召集開催が困難である年度について評議員会をもってこれに替えることができる
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または評議員の2分の1以上が議案を示し請求したときは開催しなければならない。
- 4 総会の定足数は出席者の承認によってこれを定める
- 5 正会員以外の会員についてはオブザーバーとして出席し、意見を述べることができるが議決

4 **学校**域選出とは学校法人育英学院が設置した学校から選出される理事

5 **職場**域選出とは会員が3名以上在籍する企業、学校、団体から選出される理事

6 **団体**域選出とは卒業生によって構成される理事会で承認された団体から選出される理事

7 **クラブ**域選出とは在学中在籍した**クラブ**活動のOBOG会から選出される理事

8 理事の任期は不定とし、退任時に後任を選出する

9 理事の**選任**は評議員会**及び**総会で承認を得る

第10条 評議員について以下のとおり定める

- 2 評議員は正会員の卒業時の学年または学級から選出し、本会の運営、活動を審議する。その他本会則に定められた権限を行使する
- 3 評議員会は総会を開催することが困難な場合、その機能、権能を代行することができる
- 4 評議員は以下の各号の**校種**を代表して**各クラス**から選任する
 - (1) 旧制 1名以上
 - (2) 中学 4名以上
 - (3) 工高 16名以上
 - (4) 高専 80名以上
- 5 評議員の**選任**は総会において承認を得る

第11条 本会には必要に応じて顧問及び相談役を置くことができる

- 2 顧問は**会長が**会長経験者から**選任**する
- 3 相談役は**会長が**執行役員経験者から**選任**する。

第5章 会議

第12条 本会には以下の各号にあたる会議を開催する

- (1) **総会（定期総会、臨時総会）**
- (2) 評議員会
- (3) 理事会
- (4) **執行役員会**

第13条 定期総会は学園祭開催期間中、隔年に召集開催するものとし、以下の各号の議事を審議、決議する。

- (1) 当該年度の決算及び予算
- (2) 当該年度の事業報告、事業計画
- (3) **理事、評議員、監事の承認**
- (4) **名誉会長、名誉会員、会長、会長代理、副会長の選任を報告**
- (5) 会則の改正
- (6) その他本会の運営、活動に関する**事項**
- 2 総会の招集がない年度、あるいは召集開催が困難である年度について評議員会をもってこれに替えることができる
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または評議員の2分の1以上が議案を示し請求したときは開催しなければならない。
- 4 総会の定足数は出席者の承認によって**成立**

権の行使はできない

第14条 評議員会は総会にかけの議案について審議するために、必要に応じて会長が召集開催する。定足数は10分の1とする

2 理事会は本会の運営ならびに評議員会、総会にかけの議案について審議するために必要に応じて会長が召集開催する。定足数は3分の1とする

3 評議員会、理事会の委任状による欠席は有効定足数に数えるものとする

第15条 理事会、評議員会の議決は出席者の過半数をもって決定する

第16条 役員会は本会の活動、運営のために随時召集開催する。運営上、必要な規定は別にこれを定める

第6章 会計

第17条 本会の運営経費は入会金と年会費の収入をもってこれに充当する。ただし、必要に応じて臨時会費の徴収及び寄付金を受けることができる。

第18条 入会金及び年会費の徴収について以下の各号のとおりとする

- (1) 準会員は入会金を卒業時に納入するものとする。
- (2) 正会員は年会費を納入するものとする。ただし、高専を卒業した会員については、卒業後5年間はこの限りではない
- (3) 会費の徴収方法については別に定める
- (4) 入会金、年会費については別途定める
- (5) 会費の改定については理事会で審議し、評議員会および総会の決議を得る
- (6) 名誉会員、特別会員、準会員は年会費の納入を免除する

第19条 本会の会計年度は定期総会のある年の9月1日に始まり、次の定期総会のある年の8月31日に終わる。

第7章 補足

第20条 会員名簿の記載事項に変更が生じたとき、本人または本人より委任された理事、評議員は遅滞無く本会(事務局)へ報告することとする。

第21条 本会の事務を処理するために高専内に事務局をおき職員を配置することができる

第22条 前条に基づき、サレジオ高専内に育英学院同窓会事務局を開設し、事務局長、事務職員を高専と協議して決める

第23条 本会則のほか、運営上必要な細則は役員会で審議し、会長が理事会に提示し審議の上決定し別に定めるものとする

付則

第1号 本会則は昭和35年1月31日より施行する

第2号 本会則は昭和62年1月27日より施行する

とする。

5 正会員以外の会員についてはオブザーバーとして出席し、意見を述べるができるが議決権の行使はできない

第14条 評議員会は総会にかけの議案について審議するために、必要に応じて会長が召集開催する。定足数は10分の1とする

2 理事会は本会の運営ならびに評議員会、総会にかけの議案について審議するために必要に応じて会長が召集開催する。定足数は3分の1とする

第15条 **評議員会、理事会の委任状による欠席は有効定足数に数えるものとする**

2 理事会、評議員会の議決は出席者の過半数をもって決定する

第16条 **執行役員会**は本会の活動、運営のために随時召集開催する。運営上、必要な規定は別にこれを定める

第6章 会計

第17条 本会の運営経費は入会金と年会費の収入をもってこれに充当する。ただし、必要に応じて臨時会費の徴収及び寄付金を受けることができる。

第18条 入会金及び年会費の徴収について以下の各号のとおりとする

- (1) 準会員は入会金を卒業時に納入するものとする。
- (2) 正会員は年会費を納入するものとする。
- (3) 会費の徴収方法については別に定める
- (4) 入会金、年会費については別途定める
- (5) 会費の改定については理事会で審議し、評議員会および総会の決議を得る
- (6) 名誉会員、特別会員、準会員は年会費の納入を免除する

第19条 本会の会計年度は定期総会のある年の9月1日に始まり、次の定期総会のある年の8月31日に終わる。

第7章 事務局・細則

第20条 会員名簿の記載事項に変更が生じたとき、本人または本人より委任された理事、評議員は遅滞無く本会(事務局)へ報告することとする。

第21条 本会の事務を処理するために高専内に事務局をおき職員を配置することができる

第22条 前条によりサレジオ高専内に育英学院同窓会事務局を**設置し、局長、局次長、局員を高専と協議の上、選任し同窓会業務及び執行役員会の事務業務を負う。**

第23条 本会則のほか、運営上必要な細則は**執行役員会**で審議し、別に定めるものとする

付則

第1号 本会則は昭和35年1月31日より施行する

第2号 本会則は昭和62年1月27日より施行する

<p>第3号 本会則は平成7年1月31日より施行する 第4号 本会則は平成17年10月28日より施行する 第5号 本会則は平成19年10月27日より施行する</p> <p style="text-align: center;">会費規定</p> <p>第1条 入会金を12000円とする 第2条 年会費は2000円とする 第3条 年会費の徴収は隔年とし4000円徴収する</p> <p style="text-align: center;">慶弔規定</p> <p>第1条 本会に関係する正会員、特別会員、名誉会員の弔時については、本会に連絡のあった場合、弔電をもってこれに替える。 第2条 本会の慶弔金については、必要と認めた場合会長の承認を経て5000円を支出する。 第3条 前条に関して、特別会員の場合は勤続5年以上を対象とする。 第4条 原則として高専の同窓会事務局長が調整し、会長がこの任に当たる。</p>	<p>第3号 本会則は平成7年1月31日より施行する 第4号 本会則は平成17年10月28日より施行する 第5号 本会則は平成19年10月27日より施行する 第6号 本会則は平成29年11月4日より施行する</p> <p style="text-align: center;">会費規程</p> <p>第1条 入会金を12000円とする 第2条 年会費は2000円とする 第3条 年会費の徴収は隔年とし4000円徴収する 第4条 卒業後5年間は年会費の納付を免除する</p> <p style="text-align: center;">慶弔規程</p> <p>第1条 本会に関係する正会員、特別会員、名誉会員の祝意・弔意については、本会に連絡のあった場合、祝電・弔電をもってこれに替える。 第2条 前条に加えて慶弔金、供花については、必要と認めた場合会長の承認を経て支出する。 第3条 前条に関して、特別会員の場合は勤続5年以上を対象とする。 第4条 原則として同窓会事務局長が調整し、会長の承認を得る。</p>
---	--

育英学院の沿革概要

ゴシック体の部分は同窓会関係

- 1933 (S8) 学校設立準備、学校設立代表者ヴィンセンシオ・チマッチ
- 1934 (S9) サレジオ会(カトリック修道会)により、東京育英工芸学校を創立 印刷科を設置許可
- 1935 (S10) 学校開設、工芸学校第1期生入学
- 1938 (S13) 木材工芸科を新設
- 1940 (S15) 財団法人組織帝都育英学院発足
- 1942 (S17) 甲種工業学校に昇格、帝都育英工業学校と改称
- 1947 (S22) 学制改革により帝都育英学院中学校を併設
- 1948 (S23) 学制改革により帝都育英工業高等学校と改称
- 1949 (S24) 電気科を新設
- 1951 (S26) 学校法人帝都育英学院と改称
- 1960 (S35) 校名を育英工業高等学校・育英中学校と改称
- 1962 (S37) 育英高等専門学校設立認可
- 1963 (S38) 法人名を学校法人育英学院と改称
育英高等専門学校を開設、印刷工学科、電気工学科、工業意匠学科を設置
- 1965 (S40) 育英工業高等学校廃校
- 1967 (S42) 校名を育英工業高等専門学校と改称、工業意匠学科を工業デザイン学科と改称
- 1975 (S50) 印刷工学科をグラフィック工学科と改称
- 1975 (S50) 英名育英テクニカルカレッジをサレジアンポリテクニク Salesian Polytechnic と改称
- 1976 (S51) 体育館落成、本館ロビー落成
- 1977 (S52) 学生食堂(フロイデハウス)落成・クラブハウス落成
- 1978 (S53) グラフィック工学科印刷研究館落成
- 1980 (S55) 課外活動センター(カーサ・ポンテビアンカ)落成
- 1985 (S60) プレテック・ライブラリ館落成、**育英学院創立50周年記念式典挙行**
育英学院同窓会再発足(練馬文化センター: 但馬会長(当時))
- 1987 (S62) 電気工学科収容定員増・グラフィック工学科定員減
- 1988 (S63) 情報教育センター設置、男女共学の実施
- 1989 (H1) 電子工学科・情報工学科設置認可
- 1990 (H2) 電子工学科・情報工学科新設、5学科編成、育英中学校廃止認可
- 1993 (H5) 女子1期生卒業(高専26期生)
- 1995 (H7) 1,2年混成学級編成開始(プレテック制度発足)
- 1997 (H9) グラフィック工学科をビジュアル情報工学科に改称、工業デザイン学科をデザイン工学科に改称

1998 (H10)	サレジオ文化技術交流センター(SITEC)落成
2001 (H13)	専攻科(生産システム工学専攻)開設
2002 (H14)	ヘンドリックス元校長・平山元副校長を囲む同窓生の集い開催
2003 (H15)	専攻科第1期生学士を取得して修了
2004 (H16)	「ありがとう育英—さよなら杉並校舎」の集い
2005(H17)3月	ビジュアル情報工学科在校生全て卒業、育英高専杉並校舎を閉鎖、SITECはサレジオ会委託
4月	サレジオ高専と改称し町田多摩境キャンパスに移転開校
5月	デザイン工学、電気工学、電子工学、情報工学の4学科編成
8月	学生寮を開設、サイテック多摩境寮、調布女子寮「友愛の家」落成式
10月	IUS(サレジオ大学機構工学部連合)東京会議開催、初めての4年生海外研修旅行(韓国)
2006(H18)4月	町田キャンパス初めての「育英祭」・名称に育英を残す
7月	同窓会定期総会開催・同窓会役員(藤谷宏会長:S07E)の高専移行
11月	多摩美大、創価大、東京工科大と本校専攻科間で単位互換協定を締結
2007(H19)2月	教育研究基盤支援事業として募金活動を開始(2010年まで)
5月	ヘンドリックス元育英高専校長、瑞宝中綬章を叙勲
9月	ヘンドリックス元育英高専校長叙勲のお祝い会開催(市ヶ谷)
11月	本校が町田市指定避難地域に指定・校地東側隣接地を将来事業用地として購入
10月	フィリピン・ドンボスコ大学マンダレイオン校と交流協定締結、相互訪問開始
2008(H20)4月	第20回NHKロボコンにおいてロボコン大賞を受賞
10月	同窓会定期総会開催
2009(H21)3月	電子工学科を機械電子工学科に名称変更
4月	育英ファミリーの集い(育英ファミリーの会開催:杉並)を後援
10月	独立行政法人大学評価・学位授与機構による高等専門学校機関別認証評価を受審
2010(H22)11月	同機構による高等専門学校機関別認証評価の基準を満たしていると認定される
4月	育英ファミリーの集い(育英ファミリーの会開催:杉並)を後援
10月	デザイン工学科をデザイン学科に名称変更
2011(H23)2月	育英祭時に定期総会・「卒業生の集い」(同窓会主催)を開催
3月11日	育英学院創立75周年記念式典・祝賀会
10月	創立75周年を祝う卒業生の集い開催
2012(H24)8月	サレジオ高専(町田キャンパス)に創立者「ドン・ボスコ」の聖遺物が到来
11月	東日本大地震発生、町田も震度5弱、帰宅不能学生発生、危機管理体制の確立へ
2013(H25)4月	高専44期生卒業式自校開催・謝恩会中止
11月	卒業生の集い(CHD44)を44期生謝恩会を兼ねて開催・
2014(H26)9月	同窓会定期総会開催・高専卒2代目会長林紹溢(S06G)就任
10月	故ヘンドリックス元校長逝去・故ヘンドリックス元校長追悼ミサ式、偲ぶ会開催(10月)
2015(H27)3月	卒業生の集い(CHD45 with40)開催
2015(H27)4月	サレジオ(育英)高専昇格50周年(1963-2013)
2015(H27)5月	卒業生の集い(CHD01&46)開催・同窓会定期総会開催
2015(H27)10月	デジタルサイネージ支援・高専昇格50周年・ドン・ボスコ生誕200周年事業への参画
2015(H27)11月	ドン・ボスコの足跡を辿るツアーに加藤多津生理事(H12P)参加
2016(H28)10月	学校法人理事長アルド・チブリアニ師逝去
2016(H28)11月	同法人新理事長並木豊勝師就任(本校帝都育英中学11期卒)
2016(H28)12月	サレジオ同窓会日本連合大阪会合に役員参加
2017(H29)11月	卒業生の集い(SHCD2014)開催、高専2-5期、43期、新卒47期招待
2017(H29)12月	創立者ドン・ボスコ生誕200周年記念イベント(1815-2015)
2018(H30)3月	JABEE(日本技術者教育認定機構)による審査を受審、「生産システム工学」教育プログラムの認定を受けた。これにより海外からも本校の技術教育水準が大学相当と評価
2018(H30)4月	高専隣接地に「町田サレジオ幼稚園」を併設開園
2018(H30)5月	サレジオ同窓会日本連合(東京、横浜、大阪、宮崎)結成役員会(高専開催)
2018(H30)10月	サレジオ同窓会連合世界連合ローマ大会に日本連合代表団(近松副会長)派遣
2018(H30)11月	同窓会定期総会開催・卒業生の集い(SHCD2015)開催・高専6-10期、44期、新卒48期招待
2019(H31)10月	独立行政法人大学評価・学位授与機構による機関別認証評価を受審
2019(H31)11月	サレジオ同窓会世界連合東アジア・オセアニア大会(東テモール開催)に日本連合代表団派遣
2019(H31)12月	本同窓会より林会長・河村副会長が参加・高専から西野先生他卒業生1名参加
2020(H32)10月	卒業生の集い(SHCD2016)開催・高専11-15期、45期、新卒49期招待
2020(H32)11月	育英学院同窓会定期総会にて河村英和新会長(S1E)他役員改選
2020(H32)12月	卒業生の集い(SHCD2016)開催・高専16-20期、46期、新卒50期招待